

1 大気基準適用施設の報告状況

(1) 排出ガス自主測定結果報告状況

滋賀県内（大津市除く※）で、平成30年4月1日時点で届出されている大気基準適用施設は112施設で、平成30年度中に新設が2施設、廃止が4施設ありました。

排出ガス中のダイオキシン類の自主測定結果の知事への報告は、82施設、未報告が3施設でした（表1）。報告された82施設すべてにおいて、排出基準の超過はありませんでした（表2）。

未報告の3施設のうち、1施設は平成30年途中から休止している施設であり、未測定でした。2施設については、自主測定の実施を指導し、令和元年度において自主測定が実施され、排出基準の超過がなかったことを確認しています。

（※大津市に所在する施設については、大津市長へ届け出られます。）

表1 排出ガスの自主測定実施状況

特定施設の種類の種類	届出施設数 (H30.4.1時点)	報告状況内訳（）内は新設分で内数			
		報告	未報告	休止等※1	廃止※2
アルミニウム合金 製造施設	20	20	0	0	0
廃棄物焼却炉	92 ※3	62(1)	3	24	4
合計	112	82(1)	3	24	4

※1 「休止等」は、平成30年度の全期間にわたり休止していた施設および使用開始前の施設の数。

※2 「廃止」は、平成30年度中に測定が行われず廃止された施設の数。

※3 届出施設数は、平成30年4月1日以降届出（新設）の施設の自主測定報告が含まれるため、報告状況内訳の合計と一致しない。

表2 排出ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類の種類※1		報告数※2	排出基準 超過施設数	自主測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
アルミニウム合金 製造施設	①	16	0	0.00013～0.44	5	
	②	15	0	0.00013～0.72	1	
廃棄物 焼却炉	4t/h以上	①	-	-	1	
		②	4	0	0.0000003～ 0.00027	0.1
	4t/h未満～ 2t/h以上	①	25	0	0.00000057～1.5	5
		②	12	0	0～0.037	1
	2t/h未満～ 200kg/h以上	①	16	0	0.0012～2.6	10
		②	18	0	0～0.087	5
	200kg/h未満	①	16	0	0.0042～2.4	10
		②	6	0	0.041～1.8	5
合計		128	0			

- ※1 特定施設の種類の欄中の①はダイオキシン特措法が施行された平成12年1月15日までに設置された施設、②は平成12年1月15日以降に設置された施設。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）の許可施設については、①は平成9年12月1日までに設置された施設、②は平成9年12月1日以降に設置された施設。
- ※2 延べ報告数（1施設において複数回分の結果報告を受けた場合、報告数分カウントする）のため、表1の内訳の報告数とは一致しない。

(2) ばいじん、燃え殻自主測定結果報告状況

廃棄物焼却炉のばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類の自主測定結果は、表3のとおりでした。特別管理廃棄物に該当するものではありませんでした。

表3 廃棄物焼却炉のばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

	報告数※1	特別管理廃棄物 適用施設数	自主測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)	未報告
ばいじん	71	0	0~1.6	3	5
燃え殻	57	0	0~0.11	3	5

- ※1 複数回測定施設、排出口が複数の焼却炉で共用となっている施設、ばいじんと燃え殻の混合排出等の施設があることから、表3の報告数が表1の施設数とは一致しない。

2 水質基準適用事業場の報告状況

滋賀県内（大津市除く※）で、平成30年4月1日時点で届出されている水質基準適用事業場数は12事業場で、平成30年度中に自主測定義務対象外の事業場の新設が1事業場、廃止が1事業場ありました。（※大津市に所在する施設については、大津市長へ届け出られています。）

平成30年度において、自主測定義務対象外の事業場を除く4事業場について、排出水中のダイオキシン類自主測定結果が報告されました（表4）。すべての事業場で基準に適合していました（表5）。

表4 水質基準適用事業場の自主測定実施状況

特定施設の種別※4	届出 事業場数 (H30.4.1時点)	報告状況内訳				
		報告	未報告	休止等※1	廃止※2	対象外※3
アルミニウム合金製造施設 から発生するガス処理施設	3	1	0	0	0	2
廃棄物焼却炉から発生する ガスを処理する施設 及び生ずる灰の貯留施設	6	1	0	0	0	5
廃PCB等又はPCB処理物の分 解施設及びPCB汚染物又は PCB処理物の洗浄施設及び分 離施設	1	0	0	0	0	1
下水道終末処理施設	2	2	0	0	0	0
合計	12	4	0	0	0	8

- ※1 「休止等」は、平成30年度の全期間にわたり休止していた施設を有する事業場の数、および使用開始前の施設を有する事業場の数。
- ※2 「廃止」は、平成30年度中に測定が行われず廃止された施設を有する事業場の数。
- ※3 「対象外」は、特定施設内で排水を循環利用するなど、公共用水域に排水がないため、自主測定の必要のない事業場の数。
- ※4 1つの事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場の事業内容を最も反映する特定施設の欄にのみ記入。

表5 排出水中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類※1	報告 事業場数	基準超過 事業場数	自主測定結果 (pg-TEQ/リットル)	排出基準 (pg-TEQ/リットル)
アルミニウム合金製造施設 から発生するガス処理施設	1	0	0	10
廃棄物焼却炉から発生する ガスを処理する施設 及び生ずる灰の貯留施設	1	0	0	10
下水道終末処理施設	2	0	0.00044~0.00063	10
合計	4	0		

※1 1つの事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場の事業内容を最も反映する特定施設の欄にのみ記入。

【参考】

単位について

ng (ナノグラム) : 10億分の1グラムを意味する。

pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラムを意味する。

TEQ : 測定により得られるダイオキシン類の各異性体の濃度値に国際毒性等価係数 (I-TEF ; International Toxicity Equivalency Factor) を乗じて、毒性等価換算濃度 (TEQ ; Toxicity Equivalency Quantity) により表した毒性等量と言う。ダイオキシン類の中で最も毒性の強いとされている 2,3,7,8-TeCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジチン)の毒性を1とし、ダイオキシン類の各異性体のI-TEFを乗じ、2,3,7,8-TeCDDの毒性に換算して合計したもの。

m³N : N (ノルマル) とは、気体は温度や圧力によって体積が変化するので、0℃、1気圧に換算した状態の気体の体積を表している。

ダイオキシン類に係る廃棄物処理法とダイオキシン特措法の規制について
(廃棄物焼却炉に係るもの)

廃棄物処理法 許可対象施設

- (焼却能力200kg/時または
火格子面積2.0m²以上の焼却炉等)
- 施設設置の許可 (第15条)
 - 許可施設の構造基準 (第15条の2)
 - 許可施設の維持管理基準 (ダイオキシン類排出濃度を含む) (第15条の2の3)
 - 維持管理基準に適合していないと認めるときは、改善若しくは一時停止を命ずることができる。(第15条の2の7)

ダイオキシン特措法届出対象施設

- (焼却能力 50kg/時または
火床面積 0.5m²以上の焼却炉)
- 施設設置の届出 (第12条)
 - ダイオキシン類の排出濃度の基準値 (第20条)
 - 排出基準超過が継続するおそれがあると認めるときは、改善若しくは一時停止を命ずることができる。(第22条)
 - 施設設置者による自主検査結果の県へ報告、県による当該結果の公表 (第28条)

ばいじんおよび燃え殻の処理基準

廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじんおよび燃え殻については、ダイオキシン類の含有量が **3ng-TEQ/g** を超えるものは、廃棄物処理法に基づく特別管理廃棄物に該当し、その処理基準に従った処理が必要となる。

(ただし、平成12年1月15日において現に設置され、又は設置の工事がされていた施設において生じたばいじんおよび燃え殻については、廃棄物処理法が定める方法により処分を行う場合に限り、特別管理廃棄物に係る処理基準は適用されない。)